

施設基準あり

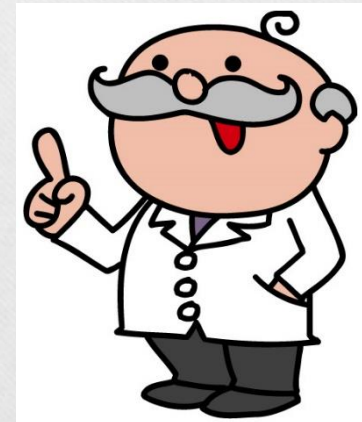
A221

重症者等療養環境特別加算



2014年度診療報酬改定では変更点はありませんでした

◆重症者を管理するための病床の加算



A221 重症者等療養環境特別加算

1日につき

1.重症者等療養環境特別加算(個室の場合) 300点



2.重症者等療養環境特別加算(2人部屋の場合) 150点



入院1日につき


「重症者等療養環境特別加算」は、
届け出た病室に・・・
症状が重篤か、手術や知的障害のため、
常時監視が必要な患者が入院した場合に
算定するよ。





施設基準 (重症者等療養環境特別加算)

重症患者等の入院管理



施設基準①

◆対象病床基準(算定対象は、下記の特定の病室)

- (1) 常時監視を要し、随時適切な看護及び介助を必要とする重症者等の看護を行うにつき十分な看護師等が配置されていること。
- (2) 個室又は2人部屋の病床であって、療養上の必要から当該重症者等を入院させるに適したものであること。
 - ア 個室又は2人部屋であること。
 - イ 重症者等の容態が常時監視できるような設備又は構造上の配慮がなされている(モニター・画像での患者監視装置等)。
 - ウ 酸素吸入、吸引のための設備が整備されている。
 - エ 特別の療養環境の提供に係る病室ではない。



施設基準②

◆届出の基準となる病床数

- ・当該保険医療機関の一般病棟に入院している重症者等の届出前1月間の平均数を上限とする。

※ただし、
当該保険医療機関の一般病棟の平均患者数の概ね7%以内とし、
当該保険医療機関が特別の診療機能を有している場合であっても、
一般病棟における平均患者数の10%を超えないこと。



施設基準(対象患者)

◆対象となる患者(個室か2人部屋に入院が条件) ※病室は届け出が必要

ア 病状が重篤であって絶対安静を必要とする患者

イ 必ずしも重篤では無いが、手術又は知的障害のため常時監視を要し、適時適切な看護及び介助を必要とする患者

※ インキュベータに収容した新生児または乳幼児は、加算の対象とならない。

※ 当該加算の対象となった患者の氏名及び入院日数を記録し、**3年間保存**しておく。

